

# 平成16年度行財政構造改革実施計画の策定について

## 実施計画のポイント

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づく改革を着実に進めるため、厳しい財政状況に対処しつつ、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化を図りながら、以下の取組みを進める。

### 1 効率的・重点的な行財政運営を図る観点から、

組織、定員・給与の見直し（特別職の期末手当の減額、一般職の管理職手当の減額率の引き上げ、旅費の見直しなど）

投資事業の重点化や事務事業の整理合理化

公的施設の市町等移譲（4施設）と施設使用料の適正化

県立大学の改革の推進

将来の本格的な事業化に備えた総合的な先行取得用地対策

公社等への財政・人的支援の適正化 など

### 2 新たな県民ニーズに対応するため、

「県民生活の元気と安心」「未来への期待」「共生社会へ前進」「新しいふるさとづくり」「参画と協働の推進」を基調とする新規施策等の重点的な展開

### 3 成熟社会型行政を進める観点から、

県民の参画と協働による地域づくりと県行政の推進のための各種施策の展開

さらなる地方分権をめざした国への制度提案や、市町合併に対する支援など、

国と地方、県と市町との新しい関係の構築 など

# 実施計画の主な内容

## 効率的・重点的な行財政運営

### 1 組織(県民局の再編)

事務所機能の純化、機動化を図るため、各業務ごとの県民局管内の企画立案・総合調整機能及び所管業務全般を担う事務所(圏域事務所)と県民に身近な業務、現地性が強い業務を所掌する事務所(地域事務所)への平成17年度の再編に向け、必要な諸準備、県民への周知を進める。

(実施計画 p1)

### 2 定員・給与

#### (1) 定員

簡素で効率的な事業執行体制の整備を図るとともに、県政課題に的確に対応した定員の適正配置を行う。

また、法令により配置の基準が示されている定員については、当該基準に基づき、配置を行う。

(減員見込み数)

一般行政部門	125人(うち一般職員125人)
教育部門	456人(うち一般職員5人)
警察部門	15人(うち一般職員15人)
計	596人(うち一般職員145人)

(増員見込み数)

新学習システムの実施等のための教職員配置の改善	289人
大学の統合、大学院の拡充等に伴う大学教職員の補充	39人
県民の安全・安心確保のための警察官の増	125人

#### (2) 給与等

現下の厳しい財政状況等に鑑み、給与等の見直しを行う。

##### ア 給与

###### (ア) 特別職

給料(継続)及び期末手当(新規)の減額

知事	: 10%減額
副知事	: 7%減額
出納長等	: 5%減額
理事等	: 3%減額

退職手当の減額  
10%減額

###### (イ) 一般職

管理職手当の減額率の引上げ

管理職全員: 3%減額 10%減額

退職手当の見直し

長期勤続者に対する調整率の引下げ(5.5%の減額)

現行: 110/100 16年3月~12月: 107/100 17年1月~: 104/100

##### イ 旅費

###### (ア) 日当の改正

日当の名称を旅行諸費に改め、当面、支給額を現行の2分の1とすることを基本に減額

###### (イ) 支度料の廃止

海外出張の際に支給される支度料を廃止

(実施計画 p2~3)

### 3 投資事業の事業費総額

投資単独事業については、地方財政計画が対前年度比9.5%の大幅な減となるなか、景気の回復基調を下支えし、着実な発展につなげる観点から、県立学校耐震改修をはじめ県民生活に密着した社会資本整備に必要な事業量を確保し、14年度1月補正を含む対15年度当初予算比で0.3%の減にとどめた。

なお、現下の中小企業の状態に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

#### 国庫補助事業

平成16年度当初予算額：173,836百万円(対15年度当初比 95.4%)

#### 県単独事業

平成16年度当初予算額：163,416百万円(対15年度当初(14年度1月補正含む)比 99.7%)

(参考)

地方財政計画、国の公共事業関係費の対前年度比 (単位：%)

区 分		14年度	15年度	16年度
地方財政計画	投資補助	91.5	95.0	93.5
	投資単独	90.0	94.5	90.5
国の公共事業関係費		89.3	96.1	96.5

(実施計画 p 4 ~ 5)

### 4 事務事業の整理・合理化

行財政構造改革推進方策の総点検を進めるなかで、事業の原点に立ち返った見直しや重点化・効率化を積極的に進め、限られた財源の重点配分と経費支出の一層の効率化に取り組んだ。

この結果、税交付金等の義務的経費を除く行政経費の一般財源については、前年度以下に抑制する一方で、新規施策経費約150億円(うち特定重点項目枠(安全、家庭・子供・コミュニティ、ユニバーサル社会等)約30億円)を確保した。

【見直し件数等】 (単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
廃 止	192	3,069
合 理 化 等	171	4,906
事務的経費の削減	-	2,687
合 計	363	10,662

【事務的経費削減の主なもの】

電子県庁の推進による経費削減(16年度 137百万円) (累計 1,007百万円)

行政手続きの電子化、事務処理の電子化に伴う用紙・通信費などの削減

環境率先行動計画に基づく取組みに伴う削減(16年度 7百万円) (累計 101百万円)

省エネ改修、太陽光発電による電気料金の削減

(実施計画 p 6 ~ 7)

## 5 公的施設の市町等への移譲

県が設置した宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館について、必要性、民間・市町との役割分担、有効性・効率性の観点から評価するとともに、地元市町等との協議を踏まえて見直しを進める。

### 【移譲する施設（移譲先）】

健康センター（民間事業者）

東はりま水辺の里公園（稲美町）

丹波総合スポーツセンター（篠山市）

淡路勤労センター（洲本市）

（実施計画 p 8）

## 6 県立大学の改革の推進

平成16年4月に、県立3大学（神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学）を統合して開学する「兵庫県立大学」において、3大学それぞれの伝統と実績を踏まえつつ、新たな理念に基づき、教育・研究の充実強化と地域社会等への貢献を目指し、次の取組みを推進する。

### ア 学生教育の充実

- ・総合大学化による教育の充実（進路や履修科目の選択肢の多様化等）
- ・英語教育における「少人数クラス」の実現及び情報教育の充実によるグローバル・コミュニケーション能力の向上
- ・学生による授業評価の実施による授業方法の改善
- ・「情報系大学院」の新設等による時代ニーズへの対応
- ・「播磨科学公園都市学生寮」の整備による学生・留学生の受入体制の充実
- ・AO入試等の多様な入試方法の導入

### イ 県民・地域社会等との交流・連携の推進

- ・「生涯学習交流センター」の新設による生涯学習ニーズへの積極的対応
- ・「地域ケア開発研究所」の新設による地域看護の充実等への貢献
- ・「国際交流センター」の新設による戦略的な国際交流の展開

### ウ 産業界との連携の強化

- ・「産学連携センター」による県内企業等に対する技術開発支援と大学発ベンチャーの創出
- ・「情報系大学院」等における地域産業を担う人材の養成

### エ 学術研究の充実

- ・各専門分野の資源融合による共同研究の推進
- ・研究環境の整備充実による産学官共同研究や国際的な学術交流の推進
- ・教員の「公募制」及び「任期制」の導入による教育・研究の活性化の推進
- ・自然・環境科学研究所への宇宙天文系部門の新設による研究機能の強化

### オ 開かれた自主的な大学運営

- ・県民に開かれた県立大学（地方独立行政法人制度の考え方を参考にした運営協議会の設置や外部評価制度の導入等）
- ・大学運営における自主・自律性と自己責任の確立（大学が策定する計画による運営等）
- ・学長裁量の拡大等による戦略的・機動的な大学運営の推進

（実施計画 p 9）

## 7 自主財源の確保

### (1) 法人県民税超過課税の延長(第6次延長)

- ・超過税率 0.8% (標準税率5.0%)
- ・課税対象外法人 資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,500万円以下の法人
- ・適用期間 平成16年10月1日から平成21年9月30日までの間に開始する各事業年度分
- ・実施予定事業 「県民交流広場」事業の推進

### (2) 使用料・手数料の適正化

施設利用の促進や利用者の利便に配慮し、施設使用料の引き下げ、障害者減免の拡大及び附属設備の無料化を行う。

区 分	対 象 施 設	
施設使用料の引き下げ (現行料金から50%又は30% 引下げ)	会議室 のじぎく会館等 ホール 中央労働センター等 スポーツ施設 明石公園陸上競技場等 その他の施設 県立美術館ギャラリー等	29施設 20施設 16施設 25施設
マイク等附属設備の無料化	中央労働センター、総合体育館等	26施設
障害者減免の対象施設の拡充、 県外居住障害者への拡大	県立美術館、県民会館等	62施設

(実施計画 p10)

## 8 総合的な先行取得用地対策

土地開発公社及び住宅供給公社が保有する県先行取得用地について、一層の利用促進、県での買戻しの推進、買戻し価格の抑制、管理の一元化等を図るため、総合的な用地対策を講じ、将来の本格的な事業化に備える。

### 【利活用の促進】

里山林整備等

平成16年度 整備箇所の選定調査、基本調査・設計 約1億円

### 【買戻しによる公社長期保有地の縮減】

買戻しの内容

約1,100ha、約990億円(平成15年度2月補正)

### 【買戻し価格の抑制】

土地開発公社債の発行

- ・内 容：県保証付きの公募債
- ・発行年度：平成15年度から3か年程度

利子補給の実施

平成15年度26億円

平成16年度18億円

### 【管理の明確化】

土地開発公社への用地の集約

(実施計画 p11)

## 9 公社等のあり方の検討

平成13年度に実施した公社等の総点検の結果を踏まえ、公社等のあり方や事業執行方法の見直しを進める。

- ・ 団体の廃止と適切な経過措置の検討
  - （財）阪神・淡路産業復興推進機構
  - （財）阪神・淡路大震災復興基金
- ・ 事業執行方法の見直しによる財政支出の削減
- ・ 経営改善計画に基づく取組み指導等
  - （社福）兵庫県社会福祉事業団
  - （財）兵庫県勤労福祉協会
  - （社）兵庫みどり公社
  - 兵庫県住宅供給公社
  - 兵庫県土地開発公社

OB職員やNPOの活用、外部委託の推進、事業執行方法の見直し等の総点検を行い、20年度までの新たな取組計画を策定する。

（実施計画 p12～14）

## 新規施策分野への取組み

厳しい財政環境の中で施策の一層の重点化を図りつつ、次に掲げる新規施策等を展開し、参画と協働を基本姿勢に、21世紀の兵庫、“美しい兵庫”の実現をめざす。

県政推進の基調	重点政策	実施計画に掲載する主なもの
県民生活の元気と安心	阪神・淡路大震災からの復興へのラストスパートとポスト10年への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興10年総括検証・提言事業</li> <li>・阪神・淡路大震災10周年記念事業の推進</li> <li>・被災者住宅再建支援基金（仮称）への拠出</li> <li>・コミュニティサポート支援事業 等</li> </ul>
	防犯・防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ安全対策事業</li> <li>・交番相談員の増員</li> <li>・東南海・南海地震対策等の推進 等</li> </ul>
	しごと・雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」の総仕上げと新たなプログラムの策定</li> <li>・中小企業向け融資制度の融資目標額の増額 等</li> </ul>
	くらしの健康・医療・福祉対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からだの健康づくり推進事業</li> <li>・不妊治療費助成事業の実施</li> <li>・民間社会福祉施設運営交付金の創設 等</li> </ul>
未来への期待	兵庫教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民すべてがかかわる兵庫の教育推進事業</li> <li>・高等学校文化部活動促進事業の実施</li> <li>・21世紀を担う兵庫県立大学の開学 等</li> </ul>
	科学技術の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新「兵庫県ビームライン」の設置</li> <li>・ひょうごIT新戦略の総合的推進</li> <li>・情報セキュリティ高等教育研究機関の整備 等</li> </ul>
共生社会へ前進	共に支え合う社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭応援運動の推進</li> <li>・「ユニバーサル社会の構築」推進事業</li> <li>・県民交流広場事業の推進 等</li> </ul>
	自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知万博への出展</li> <li>・森・川・海をフィールドにした体験・交流型環境学習の推進 等</li> </ul>
新しいふるさとづくり	地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうご美しいむらづくり推進事業の実施</li> <li>・里山林再生事業の実施</li> <li>・木の香るまちづくり事業 等</li> </ul>
	多彩な交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民交流バスの運行</li> <li>・産業ツーリズム促進事業</li> <li>・楽農生活センター（仮称）の推進 等</li> </ul>
	兵庫の芸術・文化・スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化センター（仮称）の整備</li> <li>・県立陶芸館（仮称）の整備の推進</li> <li>・第61回国民体育大会の開催準備 等</li> </ul>
	県土の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県花いっぱい運動の推進</li> <li>・明舞団地再生マスタープランの推進</li> <li>・地方バス等生活交通の維持 等</li> </ul>
参画と協働の推進	21世紀兵庫長期ビジョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県ビジョンのフォローアップ</li> <li>・地域ビジョンのフォローアップ</li> </ul>
	県民の参画と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民ボランティア活動実態調査の実施</li> <li>・地域づくり活動サポーター（応援隊）の設置 等</li> </ul>
	男女共同参画社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうご男女共同参画推進大会の開催</li> <li>・男女共同参画推進員の設置 等</li> </ul>
	県民とともに進める県政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ番組「週刊ひょうご“夢”情報」の充実</li> <li>・市町合併の支援 等</li> </ul>

（実施計画 p17～20）

## 成熟社会型行政の推進

### 1 参画と協働の推進

県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現と県行政の推進を図るため、平成15年度に策定する「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」に基づき、以下の取組みを進める。

#### (1) 地域づくり活動への支援

##### ア 新たな活動を生み、育む

県民一人ひとりの取組みを基本に、多様な地域づくり活動を支えるため、地域づくり活動へのきっかけづくりや、活動に必要な能力を高めることができる機会の充実などの支援を行う。

##### イ 活動を高め、支える

地域づくり活動の積極的な展開や活動の質的向上を支えるため、担い手づくりや使いやすい活動の場の提供などの支援を行う。

##### ウ 活動をつなぎ、拡げる

地域づくりの力を高めるため、県民相互の情報交換や団体間の交流の促進を通じて、様々な主体をつなぐ重層的なネットワークづくりの支援などを行う。

地域づくり活動サポーター(応援隊)の設置  
「地域づくり活動白書」の作成  
兵庫県立大学生涯学習交流センターの設置  
「県民すべてがかかわる兵庫の教育」の推進

#### (2) 参画と協働による県行政の推進

##### ア 県民と情報を共有する

県民の自律的な取組みを支え、県行政との対等なパートナーシップを構築するため、県民本位の分かりやすい情報の提供・発信を徹底するほか、各主体の合意が得られるプロセスのしくみづくりなどに取り組む。

##### イ 県民と知恵を出し合う

政策形成段階から広く県民の意見を反映し、県民の視点に立った施策を展開するため、幅広く県民と意見交換する機会の確保や県民の主体的な発案が展開されるしくみづくりの構築、県民の主体的な選択を尊重した施策の推進を図る。

##### ウ 県民と力を合わせる

県民との協働による施策を展開するため、協働で実施する事業の拡充や多様な委託のしくみづくりなど、各種施策の実施・展開段階で協働機会の確保などに取り組む。

高校生ビジョンモニターの設置  
団体・NPO等へのアウトソーシング指針の作成  
県民一人ひとりが創る「のじぎく兵庫国体」の推進

#### (3) 地域全体としての参画と協働の推進と推進体制の整備

地域全体としての参画と協働の広がりや質の向上を図るため、地域住民とともに現地調査や実践活動を行うなど、地域づくり活動と県行政の一体的な取組みを進める。

また、参画と協働の県行政を支える職員一人ひとりの意識を醸成するため、「職員によるトライやる・ウィーク」の実施等により、県民とともに歩む県政を推進する。

(実施計画 p21~22)

## 2 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

### (1) さらなる地方分権への取組み

地域ニーズに的確に対応し、県民の参画と協働を基本とした県政を推進するとともに、さらなる地方分権改革を進めるため、国の三位一体改革や地方制度調査会における都道府県体制の検討等の動向を注視しつつ、学識者等の意見を踏まえて、分権型社会に適した法制や制度のあるべき姿を研究し、国への提言や県としての自主的政策展開に結びつけていく。

### (2) 市町合併に対する支援

市町合併の動きが本格化している状況を踏まえ、新しいまちづくりが円滑に進められるよう、地域の実情に応じた適切な支援を行う。

#### ア 合併後の市町行財政運営に対する支援

市町村建設計画に位置づけられている県事業の円滑な実施や、合併後における基本構想(計画)や財政計画等の策定についての助言を行うなど、合併市町の円滑な行財政運営を支援する。

#### イ 新しいまちづくりに係る支援

市町村建設計画の策定にあたって、必要となる県事業を積極的に位置づけるとともに、県投資単独事業について合併推進債を活用し、合併支援道路整備事業費を特別に確保するなど、新しいまちづくりに係る支援を行う。

#### ウ 合併準備に係る支援

合併協議会事務局へ職員を派遣するとともに、電算システムのデータ移行等の合併準備経費に対して助成を行うほか、各種事務事業の統一等について必要な助言・調整を行うなど、合併準備にかかる支援を行う。

(実施計画 p 23)